

社寺等の国有境内地取扱規程

〔昭和二十三年一月十日〕
大蔵省訓令第一号

改正昭和二十四年一二月二六日大蔵省訓令特第六号
昭和四三年六月二一日大蔵省訓令第四号
昭和五六年四月一日大蔵省訓令第三号
平成元年四月一日大蔵省訓令第四号
平成十三年三月三〇日財務省訓令第二七号

第一条 社寺等に無償で貸し付けてある国有財産を昭和二十二年法律第五十三号〔社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律〕(以下法という。)の規定によって管理及び処分をする事務は、この規程の定めるところにより、法の規定によらない管理及び処分の事務は、普通財産取扱規則(昭和四十年大蔵省訓令第二号)の定めるところによって、財務局長又は福岡財務支局長(以下「財務局長等」という。)はこれを取扱うものとする。

第二条 削除

第三条 法第一条又は第二条第一項の規定によって、譲与又は売払の申請があった場合、左の各号の一に該当するときは、財務大臣に申請しなければならない。

- 一 神宮又は官国幣社であった神社
- 二 本山又はこれに準ずる寺院若しくは教会
- 三 社寺保管林のあった寺社又は寺院
- 四 譲与及び売払申請坪数の合計が五千坪を超えるもの
- 五 譲与及び売払申請財産の見積価格の合計が百万円を超えるもの
- 六 異例に属するもの

第四条 前条の申請書には、左の事項を記載し、譲与又は売払申請書を添付しなければならない。但し、譲与の場合は、第七号の事項は必要としない。

- 一 台帳記載事項
- 二 譲与又は売払の相手方及びその所属する教派宗派又は教団
- 三 相手方が宗教法人令(昭和二〇年一二月勅令第七一九号)の規定によって、法人となった年月日
- 四 譲与又は売払をしようとする国有境内地の内訳別数量、見積価格若しくは売払予定価格
- 五 譲与又は売払を適当とする事由
- 六 譲与又は売払に附帯して特に条件を定める必要があるときは、その条件
- 七 代金の納付の方法及び時期

八 譲与又は売払を適当としないときは、その数量、事由及び将来の処分見込

九 その他参考となる事項

2 前項第四号の売払予定価格については、類地の売買実例、精通者の意見、その他の資料によってなるべく詳細に記載した価格評定調書を添付しなければならない。

第五条 法第四条第一項の規定によって、社寺等から債権譲渡の申請があった場合又は同条第二項の規定によって、債務を社寺等に負担せしめようとする場合は、法第一条、第二条第一項又は第五条の規定による処分に従って、これが処分の決定をしなければならない。

第六条 前条の規定によって決定した清算金又は補償金の債権を、社寺等に譲渡し若しくは精算金又は負担金の債務を社寺等に負担せしめる場合は、これを証する書面を添付して、土地改良法〔昭和二四年六月法律第一九五号〕による土地改良事業施行者又は土地区画整理法〔昭和二九年五月法律一一九号〕による土地区画整理施行者（以下これ等を施行者という。）に通知し、これが債権の譲渡又は債務の負担をせしめる手続をしなければならない。但し、国が清算金、補償金又は負担金を施行者から受け入れ又は施行者に支払い済のときは、この限りでない。

第七条 法第五条の規定によって、換地及び国有物件の譲与又は売払の申請があった場合、第三条の各号の一に該当するときは、財務大臣に申請しなければならない。

第八条 削除

第九条 法第十条の規定によって、譲与申請があった場合、第三条の各号の一に該当するときは、財務大臣に申請しなければならない。

2 前項の申請書には左の事項を記載し、譲与申請書を添付しなければならない。

一 台帳記載事項

二 譲与相手方及びその所属する教派、宗派又は教団

三 相手方が宗教法人令の規定によって法人となった年月日

四 合併された神社、寺院、教会又は仏堂の名称及び合併実施届出の年月日

五 譲与しようとする国有財産の内訳別数量及び見積価格

六 譲与を適当とする事由

七 譲与に附帯して特に条件を定める必要があるときは、その条件

八 譲与を適当としないときは、その数量、事由及び将来の処分見込

九 その他参考となる事項

第十条 社寺等に無償で貸し付けてある国有財産で譲与又は売払申請手続中のものについては、当該財産を譲与又は売払申請の財産から除外することを承諾した後でなければ、その所管換をすることができない。

第十一条 譲与若しくは売払契約の解除、更改又は附帯条件を変更しようとするときは、その事由及び関係書類を附して、財務大臣に申請しなければならない。

第十二条 財務局長等は、別記第一号様式による年賦延納台帳を備付けなければならない。

第十三条 法第七条の規定によって、売払代金の年賦延納を認めた場合又は昭和二十二年勅令第百九十号〔社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律施行令〕（以下勅令という。）第三条第二項の規定によって、先取特権の登記をしたとき若しくは国債を以て担保の提供があったとき等の場合は、遅滞なく年賦延納台帳に登録して整理しなければならない。

第十四条 国債を以て担保の提供があったときは、明治四十一年勅令第二百八十七号〔政府に納むべき保証金其他の担保に充用する国債の価格に関する件〕及び大正十一年大蔵省令第八号〔政府保管有価証券取扱規定〕第六条及び第八条の規定によって取扱わねばならない。

第十五条 勅令第三条第二項の規定によって先取特権の登記をするときは、所有権移転の登記嘱託と同時に、民法（明治二九年四月法律第八九号）第三百四十条に規定する登記を嘱託しなければならない。

第十六条 昭和二十二年大蔵省令第四十六号〔社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律施行規則〕（以下省令という。）第四条の規定による代物弁済許可の申請があった場合は、財務大臣に申請しなければならない。

- 2 前項の申請書には左の事項を記載し、代物弁済許可申請書を添付しなければならない。
 - 一 申請者及びその所属する教派、宗派及び教団
 - 二 売払した境内地の所在、坪数、売払代金額及び代物弁済を許可しようとする売払代金額
 - 三 代物弁済に充てようとする土地の所在、地目、数量及び見積価格
 - 四 代物弁済の許可を適当又は不適当とする事由
 - 五 その他参考となる事項
- 3 前項第三号の見積価格については、第四条第二項の規定に準ずる価格評定調書を作成し、添付しなければならない。

第十七条 省令第六条に規定する申請の許可をした場合又は同第七条に規定する届出があった場合、第三条若しくは第七条の規定によって申請を必要とするものについては、その申請許可又は届出事項を速やかに理財局長に報告しなければならない。

第十八条 社寺等に無償で貸し付けてある国有財産及び法の規定によって譲与又は債権の譲渡若しくは売払の申請があったもの並びにその処理状況は、別記第二号、第三号及び第四号様式によって、毎月の事蹟を翌月十五日迄に、理財局長に報告しなければならない。

い。

第十九条 削除

第二十条 普通財産取扱規則第三条、第十七条、第二十四条、第二十五条、第四十七条第一項及び第五十四条から第五十八条までの規定は、社寺等に無償で貸し付けてある国有財産を法の規定によって、管理及び処分する場合につき、これを準用する。

年賦延納台帳

社寺等の所在		社寺等の名称		主管者の住所氏名					
売 払 財 産									
所 在		数 量		時 価	円	売払価格	円	摘要	
延 納 許 可 願									
許可年月日		延納許可金額	円	延納期間		摘要			
延 納 金 収 納 事 蹟									
年 度 別	納	納 期	調定年月日	収入年月日	要				
	額				摘				
	円								
計									

別記第一号様式（表）

国債担保

担保提供 又は払渡	担 保 物					摘 要
	年 月 日	名 称	記 号	券種別枚数	額面価格	
				円	円	

(裏)

備 考

- 1 . 売払財産欄の摘要には売払代金の中一部即納のものがある場合、その即納額を記載すること。
- 2 . 延納許可額欄の摘要には国債担保又は先取特権登記の区分を記載し、なお先取特権登記のものは、その登記番号及び年月日をも記載すること。
- 3 . 延納金収納事蹟欄の摘要には、納入告知書発行年月日及び納付の督促等の事蹟を記載すること。

